

新潟市下水道用鋳鉄蓋  
に関する認定及び検査基準

平成24年4月1日

新潟市下水道部

## 目 次

1	認定対象	1
2	認定品の製造工場	1
3	認定期間	1
4	認定申請	1
4-1	新規申請	1
4-2	変更申請	1
5	書類審査及び検査	2
5-1	新規申請	2
5-2	変更申請	2
6	検査	2
7	検査の結果通知	2
8	認定	2
9	認定の中止	2
10	仕様書の改正	2
11	立ち入り検査	2
12	認定書の添付	3
13	認定品の一覧表の作成	3
14	疑義	3
15	一般事項	3

### 様式集

- ・ 別紙1 新潟市下水道用鋳鉄蓋認定申請書
- ・ 別紙2 新潟市下水道用鋳鉄蓋認定品変更申請書
- ・ 別紙3 新潟市下水道用鋳鉄蓋の検査について（通知）
- ・ 別紙4 新潟市下水道用鋳鉄蓋検査結果について（通知）
- ・ 別紙5 新潟市下水道鋳鉄蓋認定書
- ・ 別紙6 新潟市下水道用鋳鉄蓋認定品製造中止届

## 新潟市下水道用鋳鉄蓋に関する認定及び検査基準

本基準は、本市が定める「新潟市下水道用鋳鉄蓋仕様書」（以下「仕様書」という。）による鋳鉄蓋の認定及び検査について定めるものとする。

### 1 認定対象

この基準に定める認定対象は「仕様書」に規定した全ての基準に適合した鋳鉄蓋とし、認定された鋳鉄蓋（以下「認定品」という。）でなければ新潟市の下水道工事には使用できないものとする。

### 2 「認定品」の製造工場

「認定品」を製造する工場は（社）日本下水道協会の認定工場（以下「認定工場」という。）であること。

### 3 認定期間

認定期間は「仕様書」の運用期間とする。

### 4 認定申請

#### 4-1 新規申請

新規に認定を受けようとする者は、別紙1「新潟市下水道マンホール用鋳鉄蓋認定申請書」を市長に提出しなければならない。

申請書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 認定を申請する鋳鉄蓋の設計図面
- (2) 会社概要
- (3) 認定工場概要
- (4) （社）日本下水道協会「下水道用資器材製造工場認定書（写し）」
- (5) （社）日本下水道協会発行の「自主検査・検査証明書」の写し又は、社内規格に基づく「自主検査結果報告書」
- (6) 「仕様書」に基づく製品の「自主検査結果報告書」

#### 4-2 変更申請

「認定品」の変更を行う者は別紙2「新潟市下水道用鋳鉄蓋認定品変更申請書」を市長に提出しなければならない。

申請書に添付する書類は「4-1 新規申請」のうち変更するもの全てとする。

## 5 書類審査及び検査

### 5-1 新規申請

市長は、申請書の内容が「仕様書」に適合している場合は、検査を行う。  
ただし、市長が自主検査等により機能及び性能等の確認ができると認めるときは、検査の一部又は全部を省略することができる。

### 5-2 変更申請

市長は、申請書の内容が「仕様書」に適合している場合は、検査を行う。  
ただし、市長が変更内容が軽微であり自主検査等により機能及び性能等の確認ができると認めるときは、検査の一部又は全部を省略することができる。

## 6 検査

検査は下水道部及び区下水道課職員2名で行い、申請者の認定工場で「仕様書」に記載された検査の立会いを行う。

なお、検査の日程は申請者と協議のうえ決定するものとし、市長は別紙3「新潟市下水道用鋳鉄蓋の製品検査について（通知）」により申請者に通知する。

申請者は検査完了後に「検査報告書」を作成し、速やかに市長に提出しなければならない。

## 7 検査の結果通知

市長は、別紙4「新潟市下水道用鋳鉄蓋認定品検査結果について（通知）」により検査の結果を申請者に通知しなければならない。

## 8 認定

市長は、検査に合格したときは別紙5「新潟市下水道用鋳鉄蓋認定書」を申請者に発行しなければならない。

変更申請で検査を省略した場合も同様とする。

## 9 認定の中止

「認定品」の製造を中止するときは、別紙6「新潟市下水道用鋳鉄蓋認定品製造中止届」を市長に提出しなければならない。

なお、再度認定を受けるときは新規申請により行うものとする。

## 10 仕様書の改正

「仕様書」が改正された場合は、新規申請を行なうものとする。

## 11 立ち入り検査

認定期間内であっても、市長が必要と認めるときは「認定工場」において「認定品」の検査を行うことができる。

12 認定書の添付

「認定品」を使用するときは、下水道工事等の請負者が本市に提出する資材承諾願いに「認定書」の写しを添付するものとする。

13 認定品の一覧表の作成

市長は「認定品」の一覧表を作成するものとする。

14 疑義

本基準に定めがない事項及び疑義が生じたときは、協議のうえ決定するものとする。

15 一般事項

本基準は平成24年4月1日から施行する。

新潟市長 篠田 昭 様

申請者 住所  
氏名

## 新潟市下水道用鋳鉄蓋認定申請書

下記鋳鉄蓋の認定を受けたいので「新潟市下水道用鋳鉄蓋に関する認定及び検査基準」により申請します。

## 記

名称	呼び	荷重区分
下水道用鋳鉄製マンホールふた	300	T-25
		T-14
	400	T-25
		T-14
	600	T-25
		T-14
	900-600	T-25
		T-14
下水道用鋳鉄製防護ふた	200	T-8
	300	

新潟市長 篠田 昭 様

申請者 住所  
氏名

## 新潟市下水道用鋳鉄蓋認定品変更申請書

下記鋳鉄蓋認定品の変更をしたいので「新潟市下水道用鋳鉄蓋に関する認定及び検査基準」により申請します。

## 記

## 1 変更申請認定品

名称	呼び	荷重区分
下水道用鋳鉄製マンホールふた	300	T-25
		T-14
	400	T-25
		T-14
	600	T-25
		T-14
	900-600	T-25
		T-14
下水道用鋳鉄製防護ふた	200	T-8
	300	

## 2 変更の内容

別紙3

〇〇〇〇第 号  
平成 年 月 日

様

新潟市長 篠田 昭  
(担当 下水道部)

新潟市下水道用鋳鉄蓋の検査について（通知）

標記のことについて下記のとおり実施するので通知します。

記

日 時	平成 年 月 日 ( )
場 所	
検査項目	新潟市下水道用鋳鉄蓋仕様書記載の検査
検査員	



別紙 4

〇〇〇〇第 号  
平成 年 月 日

様

新潟市長 篠田 昭  
(担当 下水道部)

新潟市下水道用鋳鉄蓋検査結果について (通知)

平成 年 月 日付で貴社から提出された認定申請により平成 年 月 日に実施した検査については合格 (不合格) といたします。

新潟市下水道用鋳鉄蓋認定書

様

「新潟市下水道用鋳鉄蓋に関する認定及び検査基準」により下記を認定品とします。

認定日 平成 年 月 日

新潟市長 篠田 昭

記

1 認定品

名 称	呼 び	荷重区分
下水道用鋳鉄製マンホールふた	300	T-25
		T-14
	400	T-25
		T-14
	600	T-25
		T-14
900-600	T-25	
	T-14	
下水道用鋳鉄製防護ふた	200	T-8
	300	

平成 年 月 日

新潟市長 篠田 昭 様

住 所  
氏 名

## 新潟市下水道用鋳鉄蓋認定品製造中止届

下記認定品の製造を中止したいので「新潟市下水道用鋳鉄蓋に関する認定及び検査基準」により届け出ます。

## 記

- 1 製造中止日 平成 年 月 日
- 2 製造中止認定品

名 称	呼 び	荷重区分
下水道用鋳鉄製マンホールふた	300	T-25
		T-14
	400	T-25
		T-14
	600	T-25
		T-14
	900-600	T-25
		T-14
下水道用鋳鉄製防護ふた	200	T-8
	300	